

第2期獣医学教育評価ハンドブックの主な改編点

1. 改編方針

- ・「獣医学教育に関する基準」及び「評価の視点」の改定に伴い、該当する箇所を改編し、あわせて評価体制・方法の充実を図る。

2. 主な改編箇所

(1) 第2期ハンドブックで新設した箇所

<本文>

①「獣医学教育に関する基準」についての記述

- ➡8～11頁：第2章 獣医学教育に関する基準

※これまでのハンドブックでは、基準を資料編に掲載するのみであったが、第2期からは「獣医学教育に関する基準」を含め、基準の見方及び基準を用いた評価について説明する章を新設した。

②「基本情報データ集」についての記述

- ➡16頁：第3章「1 (2) ②基本情報データ集」

※定量的側面をはじめ、当該分野の基礎的な情報を把握するためのデータ集として「基本情報データ集」を作成することを追記した。

<資料編>

- ➡70頁：資料2『「獣医学教育に関する基準」における『評価のポイント』について』

※「獣医学教育に関する基準」には含まれないものの、自己点検・評価活動を促進するための資料として「評価のポイント」を作成した。

- ➡91頁：資料3「獣医学教育評価における教員の定義について」

※これまで「自己点検・評価ワークシート」とともにホームページ上で公表していたものを、名称を変更のうえ、ハンドブックの資料編の中に位置づけた。

(2) 基準改定に合わせて記述を変更した箇所

①「自己点検・評価ワークシート」について

- ➡13～16頁：第3章「1 (2) ①自己点検・評価ワークシート」

- ➡様式編：様式3「自己点検・評価ワークシート」

※基準改定に合わせて様式内の記載内容を変更した。あわせて、申請課程が文章で説明する項目の充実を図り、特色ある取り組みを明示できるよう変更を行った。

※様式の変更に伴い、ハンドブック内のワークシートの作成方法に関する記述を変更した。

(3) 共同教育課程における申請資料の作成・提出方法の変更について

①資料の提出方法

➡13 頁：第 3 章「1（1）申請に必要な資料、提出形態・時期」

※「自己点検・評価ワークシート」等の資料に関しては、1つの大学がとりまとめに責任を負い、本協会への提出を担うよう変更した。

②「自己点検・評価ワークシート」

➡13～16 頁：第 3 章「1（2）①自己点検・評価ワークシート」

➡様式編：様式 3「自己点検・評価ワークシート ※共同教育課程版」

※共同教育課程を構成する大学として単一のものを作成するよう、様式の変更を行った。

※第 2 期より新設した「基本情報データ集」についても、共同教育課程としての情報を確認すべきものについては、共同教育課程としての作表を求める（一部の表については、各大学での情報を確認する必要があることから、大学ごとの作表を求める。）。

③「提出資料一覧」

➡17 頁：第 3 章「1（2）③提出資料一覧」

※1つの大学がとりまとめに責任を負い、2大学の情報をまとめた提出資料一覧を提出するよう変更した。

（4）**実地調査に関する記述の変更**（※実地調査日数に変更はない）

①スケジュール例

➡43～44 頁：第 4 章「3（4）①実地調査スケジュール」

※従来のハンドブックでは終了時間を 18 時としていたが、時間が足りない事例が多かったことを踏まえ、教職員との個別面談の時間を 30 分延長し 1 時間に変更するとともに、施設・設備見学についても移動時間を勘案し、従来の 90 分から 120 分に拡大している。よって、従来のスケジュールから終了時間を 1 時間延長した 19 時終了としている（あくまでも例なので、実際のスケジュールを大学と分科会との相談で決めることに変更はない。）。

②共同教育課程における全体面談について

➡25 頁：第 3 章「2（3）⑤実地調査当日」

46 頁：第 4 章「3（4）①実地調査スケジュール」

※第 1 期の評価においては、共同教育課程であっても、1つの大学により設置された課程と同様に大学ごとに 1 日ずつ実地調査を実施してきたが、「自己点検・評価ワークシート」を同一の内容で提出を求めること等を踏まえ、両大学の関係者と評価者が一堂に会して面談を行う時間（60 分程度）を設ける。

（5）**評価体制・方法についての記述の変更**

①分科会の編制について

➡5頁：第1章「8（2）評価分科会（獣医学教育評価分科会/歯学教育評価分科会）」

※第1期の評価では、構成を原則3名（主査1名、委員2名）（※共同教育課程については委員を1名増員）としていたが、第2期からは、共同教育課程を評価する分科会を含め、原則4名（主査1名、委員3名）に変更を行った。

②所見、評価結果（分科会案）等で評価者が付す評定の見直し

➡34～37頁：第4章「2（2）③所見の作成」

※第1期では、評価の視点ごとに4段階の評点（評定）を付していたが、第2期では評価の視点ごとに付すことはせず、大項目ごとに基準の充足状況や、固有の目的に基づき、長所の伸長や課題の解決に向けた努力の状況の適切性・妥当性を考慮して評定を付すことに変更した。

③所見・評価結果（分科会原案）の執筆方法について

➡38頁：第4章「2（3）所見のまとめ及び『評価結果（分科会原案）』の作成」

※2023年度より、所見の段階から分担執筆制を採り入れているため、ハンドブックに反映した。

（6）その他

- ・ハンドブック全体にわたり、「分科会報告書」を、評価の段階に応じて「評価結果（分科会原案）」「評価結果（分科会案）」「評価結果（分科会最終案）」という名称に変更した。

以 上